

第 23 期
大分海区漁業調整委員会
第 10 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 8 年 6 月 11 日(木) 14 時 30 分

開催場所 大分市府内町 1 丁目 5 番 38 号
コンパルホール 3 階 特別会議室 1

第23期大分海区漁業調整委員会第10回委員会議事録

1. 開催日時 令和8年6月11日(木) 14時30分

2. 開催場所 コンパルホール 3階 特別会議室1

3. 出席委員

高	瀬	亮	子
渡	邊	英	敏
渡	邊	満	晴
畠	中	順	子
小	野	裕	佳
濱	田	貴	史
桑	原	保	徳
鳴	海	美	代
本	庄		新
阿	部	貴	史 (会長、議長)
近	乗	美	信

欠席委員

須	川	直	樹
笛	吹	理	絵
阿	部	義	広
岡	崎		都

事務局 平川事務局長、三ヶ尻事務局次長、山田主幹、甲斐主任

漁業管理課 利光主事

水産振興課 高田課長、平澤課長補佐、中島主任

4. 議事録署名委員 小野裕佳、近乗美信

5. 協議事項及び審議の結果

第1号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第2号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第3号議案 あわび類及びうに類の採捕の禁止について

審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した

第 4 号議案 連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について
審議の結果 原案のとおり承認した

6. 審議概要

事務局長

ただいまより、第 23 期第 10 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます事務局長の平川です。よろしくお願いします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員 15 名中 11 名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第 145 条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、本来であれば大塚農林水産部審議監からごあいさつをいただくところですが、本日は別の公務のため出席できないということです。挨拶については省略させていただきたく存じます。

これより議事に入りたいと思いますが、事前に資料の確認をいたします。本日はタブレットを用意できなかったため議案書については、紙で用意しております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第 5 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、阿部貴史会長に以後の議事進行をお願いします。

議長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。近乗委員と小野委員をお願いします。

それでは議事に移ります。

第 1 号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。

事務局から説明してください。

事務局長

議案書の 2 ページをご覧ください。

知事許可漁業のうち、刺し網漁業 さわら流し刺し網漁業の新規許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を公示する必要があるため、漁業法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第 15 条第 1 項で

定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

3ページをご覧ください。知事からの諮問文です。4ページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

今回の許可は、新設ではなく、既存の許可について追加で申請を受け付けるようにするものです。したがって、既存の制限措置のうち②の「許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数」を変更し、申請期間を設定して公示します。

次に、「2 今回公示する予定の漁業の概要」について説明します。今回公示するのは「刺し網漁業 さわら流し刺し網漁業」で、別府地区の漁業者からの要望に伴うものです。

ここで、新規許可の考え方についてご説明します。下の「許可の追加について」をご覧ください。

許可する漁業者の数に上限を設けている漁業の場合、大分県漁業調整規則第11条第2項の規定に基づき、申請期間を1ヶ月に限定し、申請を受け付けます。これは公示した数を超える申請があったとき、申請書の提出順ではなく、許可の基準に基づき許可する者を決定するためです。そのため、追加で許可を行うためには、その都度制限措置及び申請期間の公示が必要となっています。当該許可の上限は35人ですが、既存の許可人数が32人ですので、残りの3人まで許可が可能な状況となっています。

次の5ページをご覧ください。大分県漁協から県知事に提出された要望書を掲載しておりますが、別府地区の漁業者からの要望であることがわかります。また、この漁業の許可に係る地区は杵築、日出、別府、大分の別府湾沿岸の各地区ですが、これらの地区の漁業運営委員長から構成される委員長会でも本件が審議され、漁業調整が整っていることもわかります。

7ページをご覧ください。「3 本件公示の制限措置の内容」です。

先ほども申し上げたとおり今回は追加の許可となるため、漁業を営む者の資格に要望のあった別府地区を含む「8-1-5」が対象の制限措置です。左から3番目の欄「許可等をすべき漁業者の数」は許可の上限数に達する「3人」とし、それ以外の制限措置について

は従前のおりとなっています。また、操業区域については次の 8 ページに掲載しております。

9 ページをご覧ください。「4 公示の申請期間」です。

繰り返しになりますが、今回公示する許可は、許可する船舶の数に上限を設けているため、申請期間は 1 ヶ月間に限定され、令和 8 年 6 月 18 日から 7 月 18 日までとなっています。申請期間については以上です。

次に、「5 許可の有効期間の短縮」について説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、漁業法第 58 条によって読み替えて準用する同法第 46 条第 1 項及び大分県漁業調整規則第 15 条第 1 項の規定に基づき、本日説明した漁業は原則 5 年間でされています。

一方、この期間については、漁業法第 58 条によって読み替えて準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は既存の許可の満了日と合わせるため、令和 8 年 10 月 31 日までの約 3 ヶ月に短縮します。既存の許可の満了日に合わせることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切替えが可能となります。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議	長	事務局から説明がありましたが、第 1 号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。
---	---	---

議	長	他にご意見もないようですので、第 1 号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。
---	---	---

委員一同	異議なし
------	------

議	長	異議がないようですので、第 1 号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとします。
---	---	---

議 長	次に、第２号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。その他の「①知事管理漁獲可能量の追加配分について」と内容が関連しておりますので、一括して事務局から説明してください。
事務局長	議案書の１０ページをご覧ください。 知事管理漁獲可能量の設定については、漁業法第１６条第１項の規定に基づき、国から大分県に配分された都道府県別漁獲可能量を、大分県資源管理方針の知事管理区分ごとに知事管理漁獲可能量として設定する必要があります。 今回国から通知のあった都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量として設定することについて、県知事から本委員会に意見を求められているものです。 １１ページと１２ページに、県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。 詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。 次に、議案書の３４ページをご覧ください。 その他①「知事管理漁獲可能量の追加配分について」です。大分県資源管理方針では、くろまぐろについて管理年度途中で国等から漁獲可能量の追加配分があった場合、その都度諮問を行うのではなく、あらかじめ本委員会の意見を聴いて定めた方法により知事管理区分へ配分することができると定められています。今回、国からくろまぐろの追加配分があり、本委員会に諮問のうえ策定された「大分県資源管理方針における漁獲可能量の追加配分があった場合の追加ルールに関する運用指針」に基づき、県はその全量を知事管理区分へ配分したので報告を受けるものです。 詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。
中島主任	水産振興課の中島です。議案書の１３ページの通知文をご覧ください。国から「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量の当初配分について通知があり、大分県へは「現行水準」と配分されました。 １５ページをご覧ください。知事管理漁獲可能量について説明

いたします。大分県が該当する特定水産資源のうち、令和 8 年 7 月から管理期間が開始する「まさば及びごまさば太平洋系群」について漁業法第 16 条第 1 項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するものです。

下部の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定の考え方についてご説明します。国は、系群全体の漁獲量のうち上位 8 割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準といって、漁獲努力量を通じた管理を行うことを定めています。漁獲努力量とは、漁獲のために投入された努力量のことで、努力量の指標として漁船の隻数、操業日数、曳網時間などがあげられます。

中央の表の大分県の漁獲可能量をご覧ください。大分県の漁獲可能量は「現行水準」となり、目安となる数量として 517 トンが示されました。続いて右隣の「知事管理区分」をご覧ください。本県で漁獲されるまさば及びごまさばは系群全体と比較して僅かであることから、漁業種類などに分けた管理ではなく、県全体で 1 つの管理区分とし、国から配分された全量を当該管理区分へ配分することとしています。また、漁獲努力量の指標は漁船の隻数とします。これは、大分県資源管理方針別紙 1-6 第 4 に規定された、漁船登録がなされている全ての漁船漁業を行う船のうち、平成 29 年から令和元年までの 3 ヶ年の隻数の平均値である 5,475 隻を超えないよう管理するものです。

その他、16 ページにはまさば及びごまさばの過去の漁獲実績を、17 ページには大分県資源管理方針の関連部分の抜粋を、18 ページには法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にされてください。

続いて、報告事項の「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の説明です。35 ページの表をご覧ください。

今回、令和 8 管理年度におけるくろまぐろについて、国から漁獲可能量の追加配分がありましたので報告いたします。

これは、前年の国全体の未利用分を翌年に繰り越し、漁獲実績等を基に追加配分する制度で、今回、令和 7 管理年度の未利用分を追加配分として、30 キログラム未満の小型魚では 6.9 トン、30 キログラム以上の大型魚では 9.6 トンが当県に追加配分されました。なお、小型魚の漁獲可能量の一部を 1.47 倍し

て大型魚の漁獲可能量に振り替える不等量交換については、県漁協と協議した結果、今回実施しておりません。

次に、追加配分についてです。本県において漁獲されるくろまぐろは、漁業種類別、海域別で数量を定めていないため、そのまま追加して漁獲可能量は小型魚では21.0トン、大型魚では28.2トンとなりました。

36ページの上部をご覧ください。この指針は、今回のような追加配分があった場合のルールについて示したものです。下側の1にあるとおり、漁獲可能量の追加配分が得られた場合は、その全量を知事管理区分へ配分し、大分海区漁業調整委員会へは諮問せずに事後報告するとされております。

38ページには直近のくろまぐろの漁獲実績を、39ページおよび40ページには、大分県資源管理方針の該当部分を参考に載せておりますのでご確認ください。以上で報告を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案と報告事項①につきましてご意見、ご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、第2号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨を知事に答申することとし、その他の①「知事管理漁獲可能量の追加配分について」の報告を確認したことといたします。

次に、第3号議案の「あわび類及びうに類の採捕の禁止について」を審議します。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の19ページをご覧ください。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理措置を実施しています。

この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合代表理事組合長から委員会指示の発出要望があったものです。

次の２０ページに大分県漁業協同組合代表理事組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

１の「禁漁区の設定」をご覧ください。

津久見地区においてうに類、米水津地区においてあわび類の放流場所周辺を２年間禁漁とするため、委員会指示を発出してほしいという要望です。

次の２１ページをご覧ください。委員会指示案です。最初に「漁業法第１２０条第１項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」としていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として試験研究等については適用除外しています。

次に、漢数字の一の禁止区域では、１のあわび類は佐伯市米水津地区、２のうに類は津久見市四浦地区です。

漢数字の二の禁止期間は、令和８年９月１日から令和１０年８月３１日までの２年間としています。

禁止区域の位置を２２ページに、その拡大図を２３ページに掲載していますのでご確認ください。いずれの地区も従前の委員会指示を継続するものです。

次に大分県のうに類、あわび類の資源管理に関する考え方をお示しします。２４ページをご覧ください。大分県資源管理方針です。また、２７ページに大分県資源管理方針にまとめられているうに類とあわび類の記載を抜粋しておりますのでご覧ください。上段の赤字部分にあります通り、うに類については別紙３－１３第２ 資源管理の方向性として、「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成２９年から令和３年までの過去５年間の平均値（３１トン）程度に維持する」としております。

また、あわび類については、下段の赤字部分をご覧ください。別紙３－１４ 第２ 資源管理の方向性として「資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成２９年から令和３年までの過去５年間の平均値（１５トン）程度に維持する。」としております。

28ページをご覧ください。例として大分県漁協津久見支店が作成した資源管理協定をお示ししています。次の29ページの第4条の表の(4)にありますように、資源管理の目標の達成のための具体的な取組として、放流場所の一部を禁漁(放流後2年間)(大分海区漁業調整委員会指示)としております。

最後に32ページの放流量と漁獲量のデータをご覧ください。上段がうに類、下段があわび類です。うに類、あわび類ともに、最近の漁獲量は、ほぼ横ばいで推移しており、直近のうに類の漁獲量は令和6年のもので39トン、あわび類は、10tでした。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

議長 他にご意見もないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし

議長 異議がないようですので、第3号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案の「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の33ページをご覧ください。本年度も8月以降に周防灘、伊予灘、豊予連合海区漁業調整委員会が予定されています。

各連合海区漁業調整委員会をスムーズに運営するため、これに関連する事前協議等に委員を派遣したいと考えています。

出席される委員の方には報酬及び費用弁償を支給しますが、その根拠として、こういった派遣について委員会規程には記述がありません。

このため、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り会長が定めるという委員会規程第15条に基づき、お諮りするものです。

まず6月1日の豊予連合海区漁業調整委員会の事前協議です。本来であれば委員の派遣について事前にお諮りすべきでしたが、突発的に開催が必要となったことから本庄副会長、須川委員、桑原委員、鳴海委員、高瀬委員にご出席いただきました。

続いて、周防灘関係で、小型底びき網の操業状況等に関する県内漁業者からの聞き取りに渡邊英敏委員を派遣する予定です。

以上が、現在判明している委員派遣の予定です。ご承認いただきますようお願いいたします。

なお、記述された方以外で委員派遣が必要になった場合や変更があった場合は、事務局が会長と協議のうえ決定することも合わせてご承認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議	長	事務局から説明がありましたが、第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。
---	---	---

議	長	他にご意見もないようですので、第4号議案については、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。
---	---	--

委員一同	異議なし
------	------

議	長	異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり承認することといたします。
---	---	---

これで議案の審議は全て終了しました。

次に、その他の報告事項ですが、「②令和8年度第62回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」事務局から報告して下さい。

事務局長	議案書の41ページをご覧ください。5月15日に、令和8年度第62回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が東京都で開催され、阿部貴史会長と平川が出席しましたので概要を報告します。
------	--

43ページをご覧ください。議案につきましては、第1号議案で令和7年度事業報告、収支決算及び剰余金処分案、第2号議案で令和8年度事業計画案、収支予算案が原案どおり承認されてい

ます。

第3号議案の中央要望活動については、65ページをご覧ください。要望事項の目次です。要望書案は原案どおりに承認され、7月頃に国の関係省庁や関係国会議員へ要望活動が実施される予定です。

43ページにお戻りください。

第4号議案の次期令和9年度の通常総会の開催地は東京都となりました。

続いて報告事項ですが、2件ありました。

107ページをご覧ください。一つ目は、要望書のとりまとめについて（令和9年度要望に向けて）です。趣旨にありますとおり、要望書の項目数が増加していることから簡素で整理された要望書を作成するため、とりまとめの方法を変える旨説明がありました。具体的には107ページと108ページに記載されているとおりですが、当海区としては、今年度鹿児島県で開催予定の九州ブロック会議へ要望を提出することとなります。その際は、本委員会でご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に109ページをご覧ください。全漁調連の今後の予算等について報告がありました。全漁調連は都道府県からの負担金により運営されていますが、その資金が今後不足する恐れがある、というものです。引き続き経費削減に努めつつ、会費の改定も含めて検討を続けるとのことでした。

報告は以上です。

議長 ただいまの報告にご質問はありませんか。

議長 続いて、③「混獲魚等を排出・放流することについて」事務局から説明してください。

事務局長 議案書の111ページをご覧ください。3月13日に開催されました第23期第8回委員会で質問があった事項のうち、後日回答するとしておりましたものについて、本日回答をするものです。

次の112ページをご覧ください。1の「3月13日に開催さ

れた委員会における質問の概要」です。主として高瀬委員及び須川委員から質問のあったものですが、採捕停止命令が出ている期間中に定置網に入ったくろまぐろを念頭に、死んでいる魚等を海に排出・放流することは廃棄物関連の法令に違反しないかということと、締めたり解体したものはどうかという質問でした。

2の「回答」ですが、3月13日の委員会の後、県としての考え方を整理し、水産庁に見解を問い合わせていました。海上で船舶から廃棄物を排出等する場合を定めた法律は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、通称「海防法」と言いますが、これを所管する国土交通省に対して水産庁が確認を行っていたため回答までお時間をいただいていたものです。水産庁から得た回答をもとに整理しましたので、回答します。

まず、1つめのポツですが、海防法で原則として船舶から廃棄物を排出することは禁止されています。一方で、2つめのポツのとおり、漁獲を目的としない水生動植物で漁具にかかったものを、①現状有姿で②当該現場の付近において排出する場合、当該水生動植物は③生死の如何にかかわらず海防法に定める「廃棄物」に該当しないということです。そのため、①②の条件を満たせば、廃棄物ではないから、排出・放流してもよいということになります。

①の関係でいいますと、締めたり解体した場合は「現状有姿」とは言えませんし、②との関係でいいますと、一旦船に収容して現場から移動したり入港のうえ排出する場合は廃棄物という扱いになるので、排出・放流することはできません。また、③のとおり、海防法においては死んでいたとしても、①②の条件を満たす場合は廃棄物ではないので、排出・放流することができます。このように、漁獲物の生死は排出や放流の可否には影響しませんので、生死確認を経ることなく、できるだけ生存できるよう速やかな放流に努めていただきますよう、お願いします。なお、資源管理の制度との関係でいいますと、採捕して死んでしまったもの、死亡投棄については、漁獲量に含めて報告するよう指導しているところですので、明らかに死んでいるものについては採捕報告が必要になりますのでご注意ください。

3つめのポツをご覧ください。締めたり、解体した魚は廃棄物に該当することになります。一方で、海防法で定める船舶からの

廃棄物の排出禁止の例外として、「漁ろう活動に伴い生ずる生鮮魚及びその一部」が規定されていますので、これについては排出できるということになります。水産庁の回答によると、「漁ろう活動」とは「通常陸上において不可能な作業であり、漁業活動の一環として不可欠な作業」ということです。ただ、締めたり解体するなどの個別の作業がここでいう「漁ろう活動」に該当し、船舶から排出してよいかどうかは個別の事案によるので、法を所管している省庁である国土交通省又は海上保安庁にご確認いただければと思います。

最後に4つめのポツのとおり、魚の種類や採捕禁止となっている状況によって排出・放流可否は変わることはありません。委員からの質問で出てきましたのはくろまぐろやサメですが、いずれも同じ考えで対応することになります。

次の113ページをご覧ください。3の「フローチャート」です。前のページでご説明した内容について、フローチャートを用いて説明しているものになります。

左下の米印の1についてのみ補足で説明します。前のページでは、船舶からの排出・放流を前提に海防法を中心にご説明していました。一方で、排出・放流を船舶からではなく、港など陸上施設から行う場合は、海防法ではなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称「廃掃法」）」が適用されます。この場合、海防法と異なり「漁ろう活動に伴い生ずる生鮮魚及びその一部」であっても排出・放流できませんので、ご注意ください。

次の114ページをご覧ください。4の「海防法と漁業」です。海防法のうち、本件に関連する主要な部分を引用しています。判断のポイントは先ほどご説明したとおりとなります。

報告は以上です。

議長

ただいまの報告にご質問はありませんか。

渡邊（英）委員

報告事項に入る魚種の廃棄というか、船から放流、排出した場合のつけだしというのは、年に1回あるのかな。2回か、夏と春。年に2回、漁協で漁獲量のつけだしがあるんよね。それに排出量もつけだせてことか。

事務局長	つけだし。それはくろまぐろですか。
渡邊（英）委員	いやいやちがう。 じゃあそれはくろまぐろに限定するということか。今の話だと。他のはもう関係ないの。
事務局長	漁績は、くろまぐろは報告しないと、死んでいるものでも報告しないといけません。
渡邊（英）委員	じゃあそれに限定ということやな。
事務局長	そうですね。
渡邊（英）委員	分かりました。
議 長	これで本日予定していた議案、報告すべて終了しました。他に何かありませんか。 なければこれで委員会を終了します。
事務局長	阿部会長お疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。 次の委員会は8月を予定しています。日程については後日ご連絡させていただきます。 皆様本日は誠にお疲れさまでした。

以上、第２３期大分海区漁業調整委員会第１０回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和８年６月１１日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員